

【動物用医薬品卸売販売業許可申請手続きについて】



申請は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間： 平日 午前8：30～11：30 午後1：00～4：30

必要書類

必 要 書 類	注 意！
<input type="checkbox"/> 動物用医薬品卸売販売業許可申請書	<input type="radio"/> 法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載 <input type="radio"/> 兼営事業の種類は、「医薬品卸売販売業」等、薬事関連業務を記載し、兼業がない場合は「無し」と記載
<input type="checkbox"/> 営業所所在地の略図	<input type="radio"/> 営業所の場所を赤枠等で明確にしてください
<input type="checkbox"/> 営業所の平面図	<input type="radio"/> 動物用医薬品の配置場所を赤枠等で明確にしてください
<input type="checkbox"/> 薬剤師免許証又は動物用医薬品販売従事登録証	<input type="radio"/> 原本を持参してください <input type="radio"/> 営業所管理者及び薬事に関する実務に従事する資格者全員
<input type="checkbox"/> 雇用証明書	<input type="radio"/> 上記の有資格者全員分
<input type="checkbox"/> 営業所管理者の実務又は業務従事証明書 <input type="checkbox"/> 勤務簿の写しまたはこれに準ずるもの	<input type="radio"/> 指定医薬品以外の医薬品のみを販売授与する店舗において、 登録販売者を営業所管理者とする場合に必要となります （実務・業務従事証明書の様式があります） ※詳細は管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="radio"/> 申請者が法人である場合には添付してください
<input type="checkbox"/> 組織規定（図）又は業務分掌表等	<input type="radio"/> 法人においては店舗販売業の業務を行う役員が明確になるようにしてください
<input type="checkbox"/> （指針・業務手順書）	<input type="radio"/> 動物用医薬品の適正管理、販売を行うための指針・業務手順書 <input type="radio"/> 提出は必須ではありませんが、指針・業務手順書の有無を確認します （指針・業務手順書が整備されていない場合は許可できません）

手数料：29,200円（鹿児島県収入証紙）

※ 鹿児島県収入証紙の販売場所については、県のホームページ等でご確認ください。

※ 受付、書類審査後に日程等調整の上、構造設備の概要等について営業所立入検査を行います。

※ 不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

○○ 留意事項 ○○○

※ 動物用医薬品特例店舗販売業者へ動物用医薬品を販売する場合、その店舗が許可取得した品目しか販売できません。

